地域再生計画の変更の内容

変更後変更的

1~2 (略)

3. 地域再生計画の区域

青森市並びに青森県上北郡野辺地町及び<u>青森県東津軽郡</u>平 内町の区域の一部(青森漁港、野辺地港及び東田沢漁港)

4. 地域再生計画の目標

青森市、野辺地町及び平内町は、青森県のほぼ中央に位置しており、陸奥湾南側に面している。日本有数のホタテガイ養殖の基地として有名であり、全漁獲量の90パーセント以上を占めるホタテガイ漁業が基幹産業のひとつとなっており、水揚げされるホタテガイは主に地域の水産加工場へ出荷され、青森市は水産加工場が多く陸奥湾南のホタテガイ養殖を支えている。

また、地域沿岸は一年を通じて釣りが楽しめるフィッシング スポットとしても注目されており、カレイ・鯛釣りのメッカと して県内外からも釣り客が訪れている。一方、年々プレジャー ボートの数も増えてきており、漁業者からは海中のホタテガイ 養殖施設への影響や走行時の危険性が指摘されており、プレジャーボートへのルール周知が求められている。

青森市の水産業は、北海道と本州を結ぶ漁獲物運搬の基地と して、また、北洋漁業の根拠港として全国的な利用があったが、 昭和52年米ソの200海里規制による沖合漁業及び北洋漁業 の大幅な減船により利用漁船や水揚げが落ち込む一方で、昭和 45 年頃からホタテガイ養殖技術の確立によって、捕る漁業か ら育てる漁業へと転換したホタテガイ養殖が主体となってい る。近年では、ホタテガイ養殖を補う魚種としてナマコの栽培 漁業にも取り組んでいる。野辺地町では、海とともに発展して きた町として、海をキーワードに、十符ケ浦海水浴場、常夜灯 公園、潮騒公園と海に面した観光施設を軸に、港を賑わいの場 として再生し、漁業と一体的な整備をすすめ活力ある港づくり に取り組んでいる。平内町では、経済発展のための基幹産業は 農漁業との認識に基づき、生産向上に向けた活動が続けられ、 特に漁業は、ホタテガイ種苗生産の成功により、捕る漁業から つくり育てる漁業に力が入れられ、現在では町を支える産業と なっている。

青森漁港は市街地に面した位置にあり、漁港区域内には水産 加工場(5事業所)や事業所が多く、その背後には住宅が密集し 1~2 (略)

3. 地域再生計画の区域

4. 地域再生計画の目標

野辺地町及び平内町は、青森県のほぼ中央に位置しており、 陸奥湾南側に面している。日本有数のホタテ養殖の基地として 有名であり、全漁獲量の90パーセント以上を占めるホタテ<u>貝</u> 漁業が基幹産業のひとつとなっている。

また、地域沿岸は一年を通じて釣りが楽しめるフィッシング スポットとしても注目されており、カレイ・鯛釣りのメッカと して県内外からも釣り客が訪れている。一方、年々プレジャー ボートの数も増えてきており、漁業者からは海中のホタテ養殖 施設への影響や走行時の危険性が指摘されており、プレジャー ボートへのルール周知が求められている。

野辺地町では、海とともに発展してきた町として、海をキーワードに、十符ケ浦海水浴場、常夜灯公園、潮騒公園と海に面した観光施設を軸に、港を賑わいの場として再生し、漁業と一体的な整備をすすめ活力ある港づくりに取り組んでいる。他方、平内町では、経済発展のための基幹産業は農漁業との認識に基づき、生産向上に向けた活動が続けられ、特に漁業は、ホタテ種苗生産の成功により、捕る漁業からつくり育てる漁業に力が入れられ、現在では町を支える産業となっている。

ている。水産加工場は地域で水揚げされたホタテガイを原料にした加工品を製造しており(平成20年で約2,400トン)、陸奥湾南のホタテガイ加工基地としての役割を担っている。しかし、荒天時に、防波堤からの越波により港内の静穏度が保てない状況にあり、ホタテガイ養殖資材の積込み、荷卸し作業や陸揚げ作業に支障を来しており効率的な漁業活動が出来ない状態となっている。また、大型低気圧や台風等で、防波堤からの越波により漁港施設や背後地区への浸水による被害が発生しており、漁業活動だけではなく水産加工場にも影響を及ぼしている。

野辺地港は、平成7年4月に野辺地・函館間を結ぶカーフェ リーが撤退した後、取扱貨物量が下降の一途をたどっており、 平成13年に潮騒公園が整備されたものの、旧フェリー埠頭の 有効利用をあわせたさらなる港湾施設の整備が望まれている。

東田沢漁港では、荒天時に、護岸からの越波による漁具流出 や、背後道路の通行不能などの事態が生じ、安全な利用が困難 な状態となる。また、漁具の洗浄、乾燥を行う用地の舗装が行 われていないため、高齢化が進む漁業者の負担になっている。

地域が抱えるこうした課題を解消するために、青森漁港においては、防波堤改良により効率的な漁業活動が行える漁港機能の強化と、背後地区の浸水による水産加工場への影響を防止し、陸奥湾南のホタテガイ出荷の安定を図り、野辺地港においては、小型艇の係留・保管施設を整備し、プレジャーボートを集約的に管理することにより、これまでは困難であったプレジャーボートへのルール周知を行い、安全・安心な漁業活動を保障するとともに、プレジャーボートの安全・快適な航行を確保する。また、野辺地沿岸にある既存の観光施設と併せてマリンスポーツの賑わい空間を創出し、魅力ある町づくりに寄与することを目的とし、東田沢漁港においては、効率的な漁業活動が行える水産拠点としての機能を強化し、あわせて港湾及び漁港の連携により、海上航行の安全と地域産業の発展を推進し、地域の活性化を図るものである。

(目標1) プレジャーボート集約による安全性の確保

現在プレジャーボートの出港及び入港の場所が一定しておらず、早朝のホタテ<u>ガイ</u>養殖作業の漁船の出港とも 重なり、安全性の確保のために慎重な操船を強いられている状況にある。この状況の解消を目標とする。

・物揚場及び小型艇保管施設の収容隻数60隻/年(平成23年以降)

野辺地港は、平成7年4月に野辺地・函館間を結ぶカーフェ リーが撤退した後、取扱貨物量が下降の一途をたどっており、 平成13年に潮騒公園が整備されたものの、旧フェリー埠頭の 有効利用をあわせたさらなる港湾施設の整備が望まれている。

東田沢漁港では、荒天時に、護岸からの越波による漁具流出 や、背後道路の通行不能などの事態が生じ、安全な利用が困難 な状態となる。また、漁具の洗浄、乾燥を行う用地の舗装が行 われていないため、高齢化が進む漁業者の負担になっている。

野辺地港においては、小型艇の係留・保管施設を整備し、プレジャーボートを集約的に管理することにより、これまでは困難であったプレジャーボートへのルール周知を行い、安全・安心な漁業活動を保障するとともに、プレジャーボートの安全・快適な航行を確保する。また、野辺地沿岸にある既存の観光施設と併せてマリンスポーツの賑わい空間を創出し、魅力ある町づくりに寄与することを目的とし、一方、東田沢漁港においては、効率的な漁業活動が行える水産拠点としての機能を強化し、あわせて港湾及び漁港の連携により、海上航行の安全と地域産業の発展を推進し、地域の活性化を図るものである。

(目標1) プレジャーボート集約による安全性の確保

現在プレジャーボートの出港及び入港の場所が一定しておらず、早朝のホタテ養殖作業の漁船の出港とも重なり、安全性の確保のために慎重な操船を強いられている 状況にある。この状況の解消を目標とする。

・物揚場及び小型艇保管施設の収容隻数60隻/年(平成23年以降)

(目標2) (略)

(目標3) 漁業活動の効率化と地域漁業の振興

漁港の基盤整備により、地域漁業の振興と水産物の安定 供給を図る。

- ・<u>東田沢漁港の</u>荒天時の護岸越波回数 4 回/年を解消 (平成24年以降)
- ・青森漁港の荒天時の岸壁を越える波による漁港内用地 の浸水回数2回/年を解消(平成26年以降)

5. 目標を達成するため行う事業

5-1 **全体の概要**

青森県陸奥湾南地域の産業、経済の振興に寄与するため、 青森漁港及び東田沢漁港では漁業活動の安全性及び効率性向 上を図るため防波堤、護岸、用地を整備し、また、青森漁港に おいては背後地区への浸水を防ぎ水産加工場へ陸奥湾南のホ タテガイの出荷安定を図る。野辺地港では海上航行の安全強化 と周辺沿岸域の賑わい空間の創出を図るための物揚場、船揚 場、小型艇保管施設の整備を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設(野辺地港) 青森県
- ・漁港施設(<u>青森漁港〈第2種漁港〉、</u>東田沢漁港<u>〈第1</u> 種漁港〉)青森県

[整備量]

- ·港湾施設 物揚場、船揚場、小型艇保管施設
- ・漁港施設 防波堤、護岸、漁港施設用地

[事業期間]

- ・港湾施設 平成21年度~平成22年度
- ・漁港施設 平成 21 年度~平成 25 年度

[港整備交付金の総事業費]

・総事業費 2,169,000 千円 (うち交付金 1,073,000 千円) 港湾施設 69,000 千円 (うち交付金 23,000 千円) 漁港施設 2,100,000 千円 (うち交付金 1,050,000 千円) ※なお、上記事業の整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

5-3 その他の事業

5-3-1 (略)

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の試み

- (1) (略)
- (2) 漁業体験

(目標2) (略)

(目標3) 漁業活動の効率化と地域漁業の振興

漁港の基盤整備により、地域漁業の振興と水産物の安定 供給を図る。

・荒天時の護岸越波回数 4回/年を解消(平成 2 4年以降)

5. 目標を達成するため行う事業

5-1 **全体の概要**

青森県陸奥湾南地域の産業、経済の振興に寄与するため、 野辺地港では海上航行の安全強化と周辺沿岸域の賑わい空間 の創出を図るための物揚場、船揚場、小型艇保管施設の整備、 東田沢漁港では漁業活動の安全性及び効率性向上を図るため 護岸、用地の整備を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設 (野辺地港) 青森県
- · 漁港施設(東田沢漁港)青森県

[整備量]

- •港湾施設 物揚場、船揚場、小型艇保管施設
- · 漁港施設 護岸、漁港施設用地

[事業期間]

- ・港湾施設 平成21年度~平成22年度
- ・漁港施設 平成21年度~平成23年度

[港整備交付金の総事業費]

・総事業費 <u>199,000 千円</u> (うち交付金 <u>88,000 千円</u>) 港湾施設 69,000 千円 (うち交付金 <u>23,000</u> 千円) 漁港施設 130,000 千円 (うち交付金 65,000 千円)

※なお、上記事業の整備箇所については、別添の整備箇所 を示した図面による。

5-3 その他の事業

5-3-1 (略)

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の試み

- (1) (略)
- (2) 漁業体験

平内町では、漁業者の新産業の振興として、ホタテガイ 漁業を核としたブルー・ツーリズム (漁業体験) を実施し ており、複合型産業としてビジネスチャンスを増やすこと により、地域産業の活性化を図る。

(3) (略)

(4) 稚ナマコの放流事業及びナマコ漁場造成事業

青森市では、水産業の振興のため、ナマコ資源の維持増大 を図り種苗の放流及びナマコ漁場を造成し、漁業経営の安定 を図る。

6. 計画期間

平成 21 年度~平成 25 年度 (5 カ年)

7~8 (略)

平内町では、漁業者の新産業の振興として、ホタテ漁業 を核としたブルー・ツーリズム (漁業体験) を実施してお り、複合型産業としてビジネスチャンスを増やすことによ り、地域産業の活性化を図る。

(3) (略)

6. 計画期間

平成 21 年度~平成 23 年度 (3 カ年)

7~8 (略)